

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 3 月 13 日（金）第 88 号 の 3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火，金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

○県税の申告期限等の延長

（税務課取扱い） 1

## 告 示

## 鹿 児 島 県 告 示 第 265 号

鹿 児 島 県 税 条 例（昭 和 38 年 鹿 児 島 県 条 例 第 23 号。以 下「条 例」とい う。）第 14 条 第 2 項 の 規 定 に よ り，地 方 税 法（昭 和 25 年 法 律 第 226 号）又 は 条 例 に 定 め る 申 告，申 請，請 求，届 出 そ の 他 書 類 の 提 出（審 査 請 求 に 関 す る も の を 除 く。）又 は 納 付 若 し く は 納 入 に 関 す る 期 限（以 下「申 告 期 限 等」とい う。）の う ち，令 和 2 年 2 月 27 日 か ら 同 年 4 月 15 日 ま で の 間 に 到 来 す る 申 告 期 限 等 で，県 内 に 住 所 又 は 主 た る 事 務 所 若 し く は 事 業 所 を 有 す る 者 に 係 る も の（個 人 の 事 業 税 に 係 る も の に 限 る。）に つ い て は，同 月 16 日 ま で 延 長 す る。

な お，個 人 の 県 民 税 の 申 告 期 限 等 に つ い て は，同 税 に 併 せ て 課 さ れ る 個 人 の 市 町 村 民 税 の 申 告 期 限 等 の 処 置 の 例 に よ る。

令 和 2 年 3 月 13 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓